

【声明】 大阪地裁による大飯原子力発電所3・4号機の設置変更許可取消判決を支持する

2020年12月4日、大阪地方裁判所（森鍵一裁判長）は、大飯原子力発電所3号機及び4号機の発電所運転停止命令義務付け請求事件において、原子力規制委員会が2017年5月24日付けで関西電力株式会社に対してした大飯原発3・4号機について、原子力規制委員会に対して、発電用原子炉設置変更許可処分取消の取消しを義務づける判決をした。

本件判決の主な内容は、次のとおりである。

（1）判断枠組みについて

本件判決では、判断枠組みにおいて、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる発電用原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、原子力規制委員会の調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該発電用原子炉の設置許可申請が上記具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合には、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく発電用原子炉設置許可処分は違法であると解するのが相当である」と判示した。この判示そのものは、1992年10月の伊方原発に関する最高裁判決にしたがったものである。しかしながら、少なからぬ裁判例が、上記最高裁判例を引用しながら実質的にはこれに従わず、この伊方最高裁判決の判断基準をむしろ緩和することによって、原告の請求を棄却したことに対して、本件判決は、その判断過程を厳格に審査することで原告の請求を認容した点に、大きな特徴がある。本件判決は、規制委員会自ら定めた考え方からの当然の帰結といえ、不合理なものは不合理と明確に述べた姿勢が注目される。

（2）基準地震動の策定について

本件判決は、関西電力が基準地震動を策定する際に依拠した経験式（入倉・三宅式）そのものは不合理とはいえないとした。一方で、本件判決は、原告が依拠するよう求めた経験式にも採用すべき十分な理由があるとし、この判示はむしろ、学説の優劣に言及することを控えた司法としての見識を示したものと見える。

2016年に大阪地裁が高浜原発3・4号機の運転差し止めを命じる仮処分を発令した後、翌年、大阪高裁はこれを覆す決定を出したが、同決定は驚くべきことに、島崎邦彦氏の見解は不合理だという裁判所にあるまじき断定をした。これらの裁判官が島崎氏を超える地震学の見識を有しているはずもなく、この司法判断は、最大級の非難に値する。仮に今回の判決が、入倉・三宅式そのものを不合理と断じてしまったら、上記と同様の誤りを犯すことになったであろう。

一方、入倉・三宅式そのものが自然科学的に間違っていないとしても、社会においてこの式をどう活用するかは、また別の問題である。入倉・三宅両氏は、原発の耐震設計を主眼に置いてこの式をつくったわけではない。特に、方法論が違う以上やむを得ないとはいえ、入倉・三宅式は、他の式に比べて地震モーメントが低い数値が出る傾向にある。

ここで、本件判決が重視したのが、ほかならぬ原子力規制委員会が定めた「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」である。地震動ガイドは、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであるから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定めている。それにもかかわらず原子力規制委員会が、この点について審査しなかった点を「検討することなく、経験式によって算出された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることは、本

件ばらつき条項の趣旨に反するもの」であり、「本件ばらつき条項に適合しない基準地震動の策定は、設置許可基準規則4条3項に適合しない」と判断し、そのことを踏まえて、「このような不確かさ（ばらつき）は、……経験式が『平均値としての地震規模』を与えることから考慮を要請される地震規模（地震モーメント）のばらつきとは相当異質なものであって、実際の基準地震動の策定過程において、両者の不確かさ（ばらつき）を相互に補完するように考慮し得るものと直ちにはいえ」ず、「経験式は、断層面積等と地震規模（地震モーメント）という二つの物理量の間平均的な関係を示すものであるから、上記のように不確かさ（ばらつき）を考慮して断層面積を大きめに設定した場合……、これを経験式に代入して算出される値よりも大きな規模の地震が発生することが当然に想定される」にもかかわらず、「本件申請における基準地震動の策定についての原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程において、本件申請における震源断層面積の設定が、地震モーメントをばらつきに相当する分だけ上乗せすることと等価になるようなものとなるかといった観点からの検討がされた形跡はない」ことから、「本件申請について、基準地震動の策定に当たり、……原子力規制委員会……の調査審議及び判断の過程には、経験式の適用に当たって一定の補正をする必要があるか否かを検討せずに、漫然とこれに基づいて地震モーメントの値を設定したという点において、過誤、欠落がある」とした。このように、本件判決は、地震動ガイドの規定を踏まえて厳格な判断をしたのであり、このような司法による勇氣ある判断は、高く評価されるべきである。

これは、関西電力が依拠した経験式そのものを批判することは控えつつも、経験式が平均値にすぎないことを踏まえて原告らが依拠した経験式とほぼ同様の結論を出すよう求めたものであり、私たちの支持できるものと評価できる。新規制基準は、IAEAの定めるレベル1～5さえ充分満たしていないものであり、世界最高レベルというのは間違いである。原子力規制委員会の主張を退けた上記3人の裁判官は、行政から独立した司法の役割を果たしたものと評価したい。

国や原子力規制委員会に対しては、本件判決が求めた内容に従って規制基準を見直し、決して控訴しないことを求める。また、万が一控訴された場合は、高等裁判所におかれては、決して行政の後を追って従うのではなく、上記3人の裁判官らのように、独立した司法としての役割を果たされるよう期待する。

2020年12月11日

日本科学者会議原子力問題研究委員会